

低入札価格調査制度の改正について

(令和6年4月1日以降の公告・入札通知から適用 改正箇所：朱書)

令和6年1月31日付で、周防大島町低入札価格に関する事務取扱規程（平成23年周防大島町訓令第1号）の一部を改正し、令和6年4月1日以降の建設工事の入札公告・通知から適用することとします。

改正点は下記の朱書部分です。対象工事の入札参加者におかれましては、ご注意願います。

1 低入札価格調査の対象工事

競争入札に付するすべての建設工事。ただし、最低制限価格を設定した工事及び予定価格500万円未満の工事を除く。

2 調査基準価格

(1) 土木等一般工事

直接工事費の10分の10+共通仮設費の10分の9+現場管理費の10分の9+一般管理費等の10分の7（費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）を次の

(ア) から (ウ) のとおり切り上げた価格とする。

(ア) 1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。

(イ) 100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。

(ウ) 100万円未満の場合は1,000円未満を切り上げた価格とする。

(2) 土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

直接工事費の10分の10+機器単体費の10分の9.2+共通仮設費の10分の9+現場管理費の10分の9+一般管理費等の10分の7（費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）を(1)の(ア) から (ウ) のとおり切り上げた価格とする。

なお、機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む。）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

(3) 建築工事及び営繕系機械設備工事・営繕系電気設備工事・解体工事

（直接工事費－現場管理費相当額A）の10分の10+共通仮設費の10分の9+（現場管理費+現場管理費相当額A）の10分の9+一般管理費等の10分の7（費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）を(1)の(ア) から (ウ) のとおり切り上げた価格とする。

上記算定式の現場管理費相当額Aは以下のとおり

① ②を除く営繕系工事・・・直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨）

② 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事・・・直接工事費の10分の2を乗じた額（小数点以下切捨）

3 判断基準額 廃止する。

4 低入札価格調査資料等

(1) 提出資料（2の(2)及び(3)該当の工事）

ア 調査表及び今回の価格により入札した理由書

- イ 工事費総括表及び内訳書
- ウ 手持工事の状況
- エ 手持資材の状況
- オ 購入予定資材の状況
- カ 手持機械の状況
- キ 労務者の確保計画
- ク 過去に施工した公共工事
- ケ 下請予定業者の状況
- コ 経営内容及び経営状況

※2の(1)該当の工事については、工事費内訳書の詳細を規程に定める数値的判断基準により審査し落札者を決定するため、調査資料の提出は不要です。

(2) 調査対象者

調査基準価格を下回る応札者のうち、最低価格の応札者から順に調査を行います

5 注意事項

事情聴取に応じない場合、提出資料に必要事項が記載されていない場合など、調査に協力しない方の入札は無効となります。

6 建築工事のダンピング対策

建築工事に限り、低入札価格調査の結果、予定価格の85%未満で応札した業者が落札者に決定した場合は、前払金請求限度額を請負代金の20%に減額します。(廃止)

7 上記の実施日 令和6年4月1日以降入札公告または指名通知する工事より適用します。